

令和5年3月2日

懲戒処分の公表について

原子力規制委員会において行った懲戒処分事案（公務外）について、人事院の「懲戒処分の公表指針」等に従い、以下のとおり公表します。

職員に対して服務規律の遵守を徹底してまいります。

処分日	所属	役職	処分内容	事案の概要
3月2日	原子力規制部	課長補佐級	減給3月 (1/10)	下記のとおり

<概要>

本件職員は、令和4年8月30日、職場近隣の飲食店で飲酒した後、帰宅途中の自宅最寄り駅から自宅へ原動機付自転車の運転途中、パトロール中の警察官に止められアルコール呼気検査などを受けたところ、酒気帯び運転（0.15mg/ℓ以上0.25mg/ℓ未満）で検挙され、道路交通法違反による刑事処分として罰金20万円の略式命令及び90日間の運転免許停止（講習受講により45日間に短縮）の行政処分を受けた。

以上

<問い合わせ先>

原子力規制委員会

原子力規制庁長官官房人事課

課長 田口 達也

企画官 折橋 正敬

電話：03-5114-2104（人事課）